

定期積金

1 商品名 (愛称)	・定期積金
2 販売対象	・個人および法人
3 期間	・6か月以上7年の間で月単位
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当組合提示の所定日に定額もしくは当組合と取り決めた金額を預入 ・100円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6 給付補填金 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・給付契約金と掛け金総額の差額により計算
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	—
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、定期積金規定に定める中途解約利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
10 貯金保険制度	・(保護対象について) 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等(以下、「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当組合本支店または信用共済部(TEL:083-261-6616)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク山口県相談所(以下、「県相談所」という。)(TEL:083-261-6616)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部(TEL:083-261-6616)にお問い合わせください。
12 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(TEL:03-3294-9670)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※詳しくは、当組合ホームページをご覧くださいか、当組合本支店または信用共済部(TEL:083-261-6616)にお問い合わせください。
13 その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延めます。または、当初契約時の店頭表示の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。もしくは、遅延の場合、遅延日数分だけ満期日を遅らせることもできます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・販売対象については、法令等による定めがあります。